

【重要】「Q&A 光」サービス約款利用規約改定のお知らせ

2016年7月11日配信

以下のとおり「Q&A 光」サービス約款を2016年8月1日に改訂いたしますので、事前にご案内させていただきます。以下に利用規約の主な変更事項を掲示させていただきます。

第21条(月額費用)

変更前:2 本サービスの起算日については「Q&A 光」のウェブサイト内に記載します。

変更後:2 本サービスの起算日については当社より送付する開通案内書に記載します。

第22条(NTT 東日本の回線開通工事費の未払い分割払金の扱い)

変更前:本サービス契約の成立前にNTT 東日本と締結したフレッツ光契約の下で、フレッツ光回線の開通工事費用をNTT 東日本に分割払いしていた転用本サービス会員が、本サービス契約の成立時点において全ての分割払金の支払いを完了していない場合、かかる時点以降、当社が未払いの分割払金をNTT 東日本に代わり36分割にて転用本サービス会員に請求します。

変更後:本サービス契約の成立前にNTT 東日本と締結したフレッツ光契約の下で、フレッツ光回線の開通工事費用をNTT 東日本に分割払いしていた転用本サービス会員が、本サービス契約の成立時点において全ての分割払金の支払いを完了していない場合、かかる時点以降、当社が未払いの分割払金をNTT 東日本に代わり一括請求にて転用本サービス会員に請求します。

第23条(NTT 西日本の回線開通工事費割引の違約金の扱い)

変更前:本サービス契約の成立前にNTT 西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事について「初期工事割引サービス」の適用を受けていた転用本サービス会員は、本サービスの開始によるフレッツ光から卸役務利用サービスへの切り替えに伴うフレッツ光の利用の終了を理由として、NTT 西日本からかかる「初期工事割引サービス」の違約金の請求を受けることはありません。ただし、その転用本サービス会員がNTT 西日本とのフレッツ光契約の下におけるフレッツ光回線の開通月から所定の期間内に本サービス契約を解約した場合は、別表2に定める、かかる違約金の相当額(NTT 西日本の定める違約金とは金額が異なります。)を当社より請求します。

変更後:本サービス契約の成立前にNTT 西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事について「初期工事割引サービス」の適用を受けていた転用本サービス会員は、本サービスの開始によるフレッツ光から卸役務利用サービスへの切り替えに伴うフレッツ光の利用の終了を理由として、NTT 西日本からかかる「初期工事割引サービス」の違約金の請求を受けることはありません。ただし、その転用本サービス会員がNTT 西日本とのフレッツ光契約の下におけるフレッツ光回線の開通月から所定の期間内に本サービス契約を解約した場合は、かかる違約金の相当額(NTT 西日本の定める違約金とは金額が異なります。)を当社より請求します。

なお、改定内容についてご質問・ご不明点等ございましたら、以下のお問合せ先よりご連絡ください。

「Q&A 光」事務局 0120-971936 受付:月~金 9:30~17:30(祝祭日・年末年始 休)